

# 新型コロナウイルス感染症対策にかかる支援策 (令和3年度分・第2弾)について

新型コロナウイルス感染症蔓延が長期化する中で、事業経営や住民生活に深刻な影響を及ぼしている状況を鑑み、町内事業者や子育て世帯への経済的支援、社会問題となっている「生理の貧困」に対して町の独自支援策を含む支援策を下記のとおり実施します。

## ■事業者への支援(町の独自支援策)

国の一時支援金の対象とならない町内の事業者を対象に、1事業者当たり20万円を一律支給します。

▶**対象**／令和3年の1月、2月または3月の売上が対平成31年同月又は令和2年同月対比で1%以上50%未満減少した事業者

▶**申請先**／岬町商工会(令和3年6月15日以降申請を受け付けます。)

▶**問合せ**／産業観光促進課 ☎492-2749

## ■女性の貧困対策(町の独自支援策)

経済的貧困により生理用品が買えない「生理の貧困」に対応するため、生理用ナプキン希望者1人につき1パック(約30枚入り)を無償配布します。

▶**配布方法**／福祉課福祉係窓口を設置している専用用紙を手に取り、提示することで女性職員から配布します。または、専用用紙の画像をスマートフォン等で画像提示することで配布します。(専用用紙の画像は、岬町ホームページ新着情報に掲載しています。)

▶**配布期間**／令和3年6月1日から在庫が無くなり次第終了

▶**問合せ**／福祉課福祉係 ☎492-2700

## ■子育て支援特別給付金(国の支援策)

新型コロナウイルス感染症の影響による失業や収入減少の中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯・その他世帯)に対して、食費等による支出の増加の影響を踏まえ、児童1人当たり5万円を給付します。

### ○ひとり親世帯

#### ▶**対象**／

(1)令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方

(2)公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(「公的年金等」とは遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等が該当します。)

(3)新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

#### ▶**申請**／

<支給対象者(1)に該当する方>

申請不要です。(令和3年5月下旬にお振り込みしています。)

<支給対象者(2)(3)に該当する方>

申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

▶**申請期限**／令和4年2月10日(木)

▶**問合せ**／子育て支援課 ☎492-2709、「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎0120-400-903(受付:平日9時~18時)

### ○その他世帯

#### ▶**対象**／

(1)令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

(2)(1)のほか、対象児童(18歳年度末までの子(障害児については20歳未満)※)の養育者で、以下のいずれかに該当する方

※令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象

○令和3年度分の住民税均等割が非課税である方

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

#### ▶**申請**／

<支給対象者(1)に該当する方>

申請不要ですが、支給時期は未定です。

<支給対象者(2)に該当する方>

申請が必要です。詳細はお問い合わせください。

▶**問合せ**／子育て支援課 ☎492-2709